

午前10時29分開会

○大坂委員長 おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会を開会いたします。以後着座にて進めさせていただきます。

9月22日の本会議で全議員で構成する当予算・決算特別委員会が設置され、同日の委員会において、委員長に、私、大坂が、副委員長に嶋崎委員、たかざわ委員、池田委員がそれぞれ選任されました。委員の皆様、理事者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議長からご挨拶をお願いいたします。

○桜井議長 皆さんおはようございます。連日の委員会お疲れさまでございます。予算・決算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

今定例会に提出されました令和4年度一般会計補正予算第1号及び令和3年度各会計歳入歳出決算の認定につきましては、全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を進めていくこととなりました。限られた日程ではございますが、大坂委員長、嶋崎副委員長、たかざわ副委員長、池田副委員長の下、精力的かつ活発なご議論を頂きますようお願いを申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○大坂委員長 ありがとうございます。

次に、区長からご挨拶をお願いいたします。

○樋口区長 皆様おはようございます。令和4年第3回定例会予算・決算特別委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、今回の定例会におきまして予算・決算特別委員会が設置され、委員長に大坂隆洋議員が、副委員長に嶋崎秀彦議員、たかざわ秀行議員、池田とものり議員がそれぞれ選出されました。ここに重責を担う本委員会での活躍をご期待申し上げます。

さて、9月22日に本委員会に付託されました議案第40号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号につきましては、何とぞご審議の上、原案どおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

また、議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定につきましても、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大坂委員長 ありがとうございます。

審査に入る前に1点だけ。まだ季節柄、気温の高い日が続いております。時世もありますので、水分補給ですとかトイレですとかは、議事進行に関わらないところでは適時適切に行っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第40号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号及び議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についての2議案です。お手元に予算・決算審査について及び分科会の設置についての案をお配りしております。本日は、まず令和4年度一般会計補正予算第1号を審査し、採決まで行いたいと思います。

補正予算審査を終了した後、決算審査に入ります。決算についての総括的な説明及び監

査委員の決算審査意見書の概要説明を受けた後、これらに対する質疑を受けたいと思います。詳細な決算調査については三つの分科会を設置させていただき、各分科会にお願いしたいと思います。なお、委員長はいずれの分科会にも所属しないものとします。分科会の報告は10月6日木曜日の午前中までに委員長へ提出していただき、委員の皆さんにはその日のうちに報告書の写しと分科会の会議録をお配りする予定です。そして、10月11日火曜日から総括質疑を行うという順序を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 ありがとうございます。

なお、予算・決算審査日程、調査方法、出席理事者及び傍聴について、また、分科会の設置及び分科会報告書については、いずれもお配りしております案のとおりご提案させていただきました。お目通しを頂き、このように決定したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それではそのようにさせていただきます。なお、職員費及び決算附属書類中、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金に関する運用状況調書については、企画総務分科会での調査をお願いすることにしたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、出席理事者についてお諮りします。

補正予算審査では、区長、副区長、教育長、部長、部庶務担当課長、担当課長に出席をお願いすることとします。また、決算審査では、従前どおりの理事者の出席をお願いし、アクリル板を設置してコロナ対策をしつつ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 なお、委員の質問及び理事者の答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

これより、議案第40号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号の審査に入ります。

補正予算の審査の進め方ですが、まず執行機関から総括的な説明を受け、資料の確認後、予算説明書に基づき、歳出、歳入、債務負担行為の順序で質疑を行います。全ての質疑が終了した後に補正予算第1号の採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、議案第40号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号について、概要説明をお願いします。

○中根財政課長 それでは、補正予算資料に基づきご説明申し上げます。資料をご覧ください。

一般会計の歳入、歳出予算の補正と債務負担行為の補正の二つの案件がございます。

まず、歳入、歳出予算の補正でございます。歳入、歳出予算について3億8,733万9,000円を追加で計上いたします。

歳出につきまして、6案件で8事業について追加の予算を計上いたします。

まず、歳出の一つ目は、学校給食の案件でございます。ここにございます三つの予算事業につきましてそれぞれ追加で計上いたしまして、合計で1,276万7,000円の追加

をいたします。食材価格の高騰を踏まえまして、学校給食の質と量を維持しつつ、保護者の経済的負担を増やさないための追加の予算でございます。

続きましては、ベビーシッター利用支援事業でございます。一時的に保育を必要とする保護者を対象としたベビーシッターを派遣する本事業におきまして、経費に不足が生じる見込みであることから追加の予算計上を行います。2,800万円となります。

続きまして、子ども発達支援、うち障害児通所給付事業でございます。児童福祉法に基づく障害児通所支援サービス事業の利用者数が増加していることから、経費に不足が生じる見込みとなっております。そのため予算追加計上を行います。5,616万円となります。

続きまして、2ページでございます。感染症予防・医療対策のうち、感染症公費負担でございます。新型コロナウイルス感染症患者の入院医療に要する費用を公費負担するため、経費に不足が生じる見込みであることから追加の予算の計上を行います。3,500万円の追加となります。

続きまして、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種対策でございます。新たなワクチン接種を実施するための経費といたしまして、追加の予算計上を行います。2億2,741万2,000円の追加計上でございます。

6番目、公園・児童遊園の整備のうち、錦華公園の整備でございます。2,800万円の追加となります。建築資材の高騰等の影響によりまして、今年の当初予算に計上した前払金が不足する見込みであるため、追加の予算計上を行います。

以上、6案件で8事業が歳出予算の追加となります。

続きまして、歳入になります。今申し上げました事業予算の実施に要する経費の財源として、それぞれ国庫支出金としてここにありますが4事業、そして都支出金として三つ、そして繰入金及び繰越金として、追加で歳出と同じ額を歳入として計上いたします。

続きまして、3ページとなります。債務負担行為の補正でございます。錦華公園の整備につきましては、今年の当初予算で令和5年度の債務負担額をここにありますが2億4,310万円の債務負担をご議決いただいておりますけれども、全体の工事費が増額となる見込みのため、この額に追加して、合計で3億7,500万円の債務負担行為を新たに追加するものでございます。

その結果、追加の全体の経費として6億3,000万の錦華公園の整備事業の全体としての工事予算になる予定でございます。

説明は以上でございます。

○大坂委員長 それでは、一般会計補正予算第1号の歳出について審査に入ります。

補正予算説明書20ページ及び21ページについての説明を受けます。

○大塚学務課長 それでは、説明書20ページ、21ページの歳出、子ども費、学校管理費についてご説明をさせていただきます。

学校給食に係る保護者の負担を軽減するために学校給食費の一部を区で補助しておりますが、昨今の食材等価格の高騰により経費の不足が見込まれるため、1食当たりの給食費を増額する必要が生じております。そこで今年4月から7月の食材価格と実施状況を確認し、今後のさらなる値上げにも対応できるよう、児童・生徒一人当たり15円増額して、増額分を保護者に求めるのではなく、区補助金額を増額し対応するために追加の予算計上

を行うものでございます。

補正額につきましては、記載のとおり、合計1,276万7,000円となっております。
ご説明は以上です。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。

○牛尾委員 給食食材の値上がりを保護者に求めないということで、15円、区として出すということですが、この15円の根拠といたしますか、これで食材の値上がりは対応できるということでしょうか。

○大塚学務課長 学校給食費につきましては、学校給食摂取基準により児童・生徒が食べる内容が決められております。また、基準に基づき、栄養士が献立を作成し、給食を実施しているところでございます。今回の物価高騰に伴う算定では、児童・生徒に今までと変わらずに提供が行える金額として1人1食15円を計上しております。

以上です。

○牛尾委員 子どもの食育、これを支えていくという面もあると思うんですが、もう一つ保護者に負担を求めないということは、やっぱり保護者の暮らしも大変になっていると。保護者の暮らしもこれで支えていくよという面もあるということでしょうか。

○大塚学務課長 やはり、基本的には、給食費というのは、学校給食法で食材費につきましては保護者負担となっておりますが、この補助を定めたときに、千代田区、物価がそもそも高い千代田区の地域特性などを勘案して補助金を交付しているわけですが、今年の急激な物価高騰、これによって保護者の方に係る経済的負担を軽減するために計上しているものでございます。

○牛尾委員 10月からさらに6,000品目から7,000品目、上がるだろうと、食材がね、言われていますし、円安もこれとどまるとも思えないし、さらなる物価高騰も予想されると。で、今後、物価高騰がさらに広がっていく、あるいは値段が上がっていくと、それが給食にも影響するといった場合に、今回15円ですが、さらに子どもの食育を支えるためとか保護者の負担軽減のために、それに対応していくと。15円で終わりじゃなくて、さらに物価が上がればさらに対応していくということでもよろしいんですかね。

○大塚学務課長 ただいまの牛尾委員のご指摘でございます。現在のところの想定では、一定程度の物価上昇にも対応できるように15円ということにしております。ただ、今後の10月以降の物価高騰の状況に注視しつつ、さらに不足が生じる事態になった場合には対応していきたいと考えております。

○牛尾委員 はい。

○大坂委員長 小枝委員。

○小枝委員 この15円というのは、パーセンテージでいうと何%上昇ということなんでしょうか。

○大塚学務課長 約5%程度でございます。

○小枝委員 この間、昨年か一昨年か、負担軽減を図った経過があると思うんですが、今の低学年、高学年で値段が違うと思いますけれども、現在の負担が幾らで、この間、軽減してきた経過と、これを全額負担するとしたら幾らなのかというのをちょっとまとめてお答えください、

○大塚学務課長 経緯でございます。平成29年度にこの補助制度を導入いたしまして、当初、小学校児童1食当たり10円、中学校15円でございます。で、その後の物価高騰、上昇等を勘案して、令和2年度から小学校児童、中学校生徒、同額で30円に増額したという経緯がございます。で、これ、全額区のほうで負担したとなりますと、この30円プラス15円、45円ということで、概算でございますが、約2億7,700万円程度かかると考えております。

○小枝委員 牛尾委員の質問でもありましたけれども、食育、23区でもそういった観点や、この間のコロナ禍において非常に家庭の状況が困難になっているという、困難家庭においては、給食が取れずいたときは非常に栄養に、食事が取れないような子どもたちもいたというような報道もありますね。で、そういうふうな状況の中で、区はこの予算を考えるに当たり、食育や子どもたちのそうした家族間の、何というんですかね、格差なども考えながら、そうした全額補助というようなことも視野に入れての議論があったのかなかったのか、どのレベルでどういう会議体で行政内部はこの議論をしたのかしなかったのか、そこのところはちょっと聞いておきたいんですね。

○大塚学務課長 ただいまのご質問でございます。給食費の負担につきましては、教育委員会内でも常に議論をしているところでございます。で、毎年、学校給食費につきましては、教育委員会のほうで案出しをして、校長会にて確認、決定をしているところでございます。

以上です。

○小枝委員 いやいやいや、校長会のお話はそうでしょうが、また教育委員会内の議論もそうだと思いますが、財政当局も含めた議論、こういった在り方についてどういうふうに組み立てていくか。非常に千代田区も、いろんな、何というか、弱点と強みがあるわけですが、最大の強みというのは、やはり子どもたちを応援していくという意味で、子どもに対してこれまでずっと予算を十分に取るという姿勢でやってきたということもあって、結論はいいんですけども、当然、行政当局もそういったことも前向きに議論していきたいという思いはあるだろうと思うので、教育委員会レベルではどういう会議体で議論をし、これ、まあ区長部局、行政当局と財政当局と、あるいは区長を含めて議論をしたのかしなかったのか、しなかったとするならば、今後はやはり世の中の変化の中でしっかりとこの給食費というものを教育的に位置づけていくという、そういう横断的な議論の場をつくるべきじゃないかというふうに、私も非常に経済が厳しいときに給食費を払う、本当に大変だなと、こんなに負担なんだというふうに、小学校時代も中学校時代も、ああ、振込、大変だなと思ったことがあります。そういうふうな実感からすると、きっと親御さんはそういう思いを持っている、もちろん裕福な方もいるでしょうが、いらっしゃると思うんですね。それをトータルにやはり格差のない千代田区の子どもたちの環境をつくるために議論をしたのかしなかったのか、財政当局を含めて、そして——その事実を確認していますので、ぜひお答えください。

○中根財政課長 ただいまの小枝委員のご質問にお答えいたします。

もちろんこの補正予算を編成するに当たりまして、学校給食の所管の部署、そして政策経営部内を含めて、全体でこの学校給食に対する補助についてどうあるべきかにつきましては、現在の法の立てつけも含めて議論し、及びほかの区の状況、ほかの自治体の状況等

も踏まえまして、そういうことが実施できるかどうか、もちろん財源も含めまして、できるかどうか、それは補正予算を提出するに当たっては、区長、副区長の査定も当然経ますし、最終的には首脳会議という場で議論もいたしますので、そういう議論を踏まえて今回の補正予算として提出いたしております。

○大坂委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 すみません。もう一個確認したいんですけど、これ、財源はどうなりますか。

○中根財政課長 財源につきましては、補正予算資料の2ページ目のところがございます、都支出金の三つ目でございます、この地方創生臨時交付金が財源となっております。

○牛尾委員 つまり区の負担というよりは地方創生交付金で今回の負担分は賄われるということですよ。で、地方創生交付金がずっとこれからも国から出されるんならばいいですけども、どこかで地方創生交付金が切られてしまう。あるいは物価高騰がいつ収まるか分かりませんが、収まっていくとなった場合、今回の負担の軽減の措置というのはどうされるお考えなのか。

○中根財政課長 今回の補正予算で計上していますこの追加の学校給食費の補助につきましては、まずは当面の物価高騰の状況を踏まえた令和4年度に限定した措置となっております。令和5年度に実施するか否かにつきましては、今後の物価高騰の状況等を十分に踏まえ、そして財源の見込み等を十分踏まえて、当初予算、令和5年度の当初予算の編成におきまして判断してまいりたいと考えております。

○大坂委員長 ほかに。

よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

この給食費の件は、今回物価高騰という点で上げてくださったんですけども、いろいろなご意見がある中で今後についての懸念もあると思います。そこで区としてどんなことをされているかということで、ちょっと確認のため伺いたいんですけども、就学支援助成制度というのがあるかと思います。これというのは、給食費にかかわらず生活が困難な方、いわゆる保護が必要な方ですね、そういう方に向けての支援だと思うんですけども、そこについて少しお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまのご質問でございますが、就学援助、様々な支援を行っておりますが、この学校給食費につきましても対象となっております。今年5月1日現在の状況を申し上げますと、あ、ごめんなさい、令和3年度でございます。小学生児童で149人、認定者ですね。実際に支給されたのが147人。それから中学校生徒が92人が認定されて、実際の支給が83人ということでございまして、在学者数に占める割合でございますが、小学校児童が4.6%、中学校生徒が7.2%、小中児童・生徒全体では5.4%の支給となっております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

ということは、一定程度本当に支援が必要な方については把握をされているのかなというふうに理解をいたしました。この今の認定されている方の中には、準要保護児童・生徒というのも含められているかどうか、ちょっと念のため伺ってよろしいですか。

○大塚学務課長 ご指摘のとおり、要保護世帯と準要保護世帯、両方の児童・生徒がいらっしやいます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

これは多分申請の時期ですとか、そういったところもあると思うんですけども、コロナで急変されたご家庭というのも確かに多少あるかなと思います。そういうところに向けて、例えば告知というんですかね、が、ご案内ですとか、また申請の時期というところの柔軟性というところはいかがでしょうか。

○大塚学務課長 この制度の周知につきましては、新入学のシーズンの機を捉えて全校で周知しておりますが、学校も校長先生以下、常にそういった状況を注視して、学務課といたしましても、年度途中であっても随時柔軟に対応していくという体制を取っております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

要保護世帯はもちろんなんですけれども、準要保護児童・生徒というところもしっかりと把握をされてやっていらっしやるということなんですけれども、やっぱり相談をしにくいですとか、そういった事情もあるかと思しますので、引き続き気楽に相談ができるような、そういう体制を整えていただきたいなというのと、あともう一つ非常に大事なものは、この給食費にかかわらず、学用品を含めて非常に出費がかかるということもあると思います。この就学援助制度というのはたしか14品目ほど網羅されているかと思しますので、こうしたものを積極的に活用するようというところで引き続きの周知をお願いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○大塚学務課長 学務課といたしましても、周知のほうは様々なツールを使って周知したい。それと学校現場と十分に連携を取って、この制度を有効に活用していただくように今後も図っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○大坂委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○大坂委員長 はい。

それでは、続いて補正予算説明書22ページ及び23ページの説明を受けます。

○吉田児童・家庭支援センター所長 それでは、補正予算説明書22ページ及び23ページ、こちらのご説明をいたします。

まずはベビーシッター利用支援事業、こちらでございますが、こちら例えば冠婚葬祭ですとか、何らか外出のご用事でありまして、そういったような一時的に必要なありますときにベビーシッターによる保育を提供するというものでございまして、そのベビーシッター派遣を利用する場合の費用の一部を助成する。対象児童は区内在住の未就学児の方となっております。

こちらの事業ですけれども、令和3年12月から開始しておりまして、令和4年度当初予算額485万円となっておりますが、現在、我々の想定を超える利用が進んでおりまして、このままでは費用が不足するというような状況にありますことから、今回、補正予算によりまして追加の予算計上をお願いするものでございます。

続きまして、子ども発達支援のうち障害児通所給付事業につきまして、こちらは児童福祉法に基づく区市町村の事業でございまして、就学前のお子さんが利用する児童発達支援ですとか、就学後のお子さんが利用します放課後等デイサービスといった障害児の通所支

援サービスがございまして、こちらの利用に関しまして保護者の方から申請を受け付けまして面談等を行い、区市町村のほうで給付を決定すると。で、各ご家庭が各事業所をご利用した場合、そこに必要な費用を給付するというものでございます。

こちらにつきましても、我々の想定を超えます利用が今進んでおりますことから、同様にこのままでは年間を通じまして費用が不足するということが見込まれますので、今回の補正予算によりまして、追加の予算計上をお願いするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。よろしいですか。（発言するあり）

岩佐委員。

○岩佐委員 このベビーシッター利用支援事業についてお伺いします。

これは東京都の事業だと思っておりますけれども、一時的なものとして位置づけられたのか、これ、日常生活の突発的なという、これ、趣旨になっていきますので、これが今後どれだけ日常生活の中でお子さんを育てている方たちのサポートとして区が捉えているのかをまずご説明いただけますか。区としては、まず様々ないろんな預かりメニューがあると思っておりますけれども、それとの、一助として、これをどういうふうに位置づけているのかをちょっとご説明ください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの事業はおっしゃいますとおり、東京都の仕組みを利用してございまして、一応要綱上は日常生活上の突発的な事情となっておりますが、特段こちらは理由等を申請の際には問うことはありませんで、何らかの必要があればご利用いただけるというものでございます。で、千代田区といたしましても、一時預かりですとか、様々な子育て支援のサービスを行っておりますが、こちらは、何といいましょうか、特段の事情なくご利用いただくことが可能ですので、幅広い方にご利用いただける一般的な子育て支援サービスというふうに考えております。

○岩佐委員 ありがとうございます。

結構これは使いやすいベビーシッター補助だと思っておりますけれども、これ、東京都さんの思いで、多胎児の場合は倍使えるというふうに、割ときめ細かいなということがあるんですけれども、例えば、障害のあるお子さんの場合は、これは未就学児に限らずかなりニーズが高いお子さんもいらっしゃると思っておりますね。この未就学児というだけではなく、もうちょっと年齢の高いお子さんでも障害の有無とか子どもの状況によって必要なご家庭というのがあると思っておりますけれども、今回の拡充部分というのは、その対象者とかの部分に関しては柔軟に解釈することが可能なんでしょうか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 こちらの事業ですけれども、東京都の補助制度を活用する上では、対象年齢でありますとか時間数、こういったものは東京都の規定に従う必要がありますので、今回、補正予算で追加計上いたしますのは、この東京都の事業の要綱上の規定に基づく利用、それだけでも不足してしまうということで費用の計上をお願いするものでございます。

○岩佐委員 そうすると、今回、当初の予算では令和4年度485万だったけれども、この事務事業概要を見ると、一人当たり8時間ぐらい毎月使っていると。これ、多分対象の方たちが全部使っているわけじゃないだろうから、もっと多いよということで、この対象の未就学児の方たちがマックス使った金額を今回の補助金額として計上したということでは

すか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 今回計上いたしました金額の算出につきましては、昨年度12月から3月までの実績、これを踏まえまして、利用時間数ですとか、そういったものを勘案しまして、今年度1年間通じまして必要な費用というものを算出させていただきます。

○岩佐委員 ありがとうございます。

区として、これ、東京都は多胎児のみちょっと枠を広げているという状況ですが、区として、例えば様々な事情のあるお子さんに対して上乘せとすることというのは可能かどうかということと、それから、そういった障害のあるお子さんとかのご家庭に対して、こういう一時預かりという事業がどれだけ必要かということ、課題認識としてはどれぐらいあるかということをご説明いただけますか。

○吉田児童・家庭支援センター所長 まず、こちらの事業の対象者ですとか時間数、こういったものの拡充が可能かどうかということにつきましては、東京都の補助につきましては、先ほど申し上げたような時間数ですとか対象年齢、こういった制限がございますが、そういった意味ではそこを超える部分、区の単独ということであれば、それ自体は可能は可能でございます。その上で、障害児の方ですとか、そういった方のニーズにつきましては、障害児を含めた様々なニーズがあるということは周知しておりまして、で、千代田区といたしましても、別の事業、例えば育児支援訪問事業でありますとか、先ほど申し上げた障害児の通所給付事業でありますとか、そういったような障害児の方向けのサービス、こういったものも行っております。こういったものを様々な組み合わせながら、児童・家庭支援センターといたしましてもご支援が必要なご家庭に対して支援を提供していくことが必要というふうに考えております。

○岩佐委員 最後です。ありがとうございます。

この事業はまだ新しく、ただこれだけ使い勝手がいいと。大変好評な事業であるということから、多分すごくニーズに合っているんだと思います。それがまたほかの障害のある方の通所事業とかそういったことも組み合わせ、組み合わせること自体が煩雑にならないかどうかということも含めて、これは区として引き続き対象者についても検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○大坂委員長 答弁をお願いします。

○吉田児童・家庭支援センター所長 失礼しました。

先ほど申しましたように、昨年度から始めた事業ということで、昨年度の利用状況も見ながら、またちょっと今回この申請に当たりまして、先ほど申し上げましたように、個別の事情については申請書にお書きいただかなくて大丈夫な様式となっております、詳細な状況の分析もなかなか難しい面もあるんですけども、そういったものも行いながらニーズの把握というものを努めまして、今後の事業についても検討していきたいというふうに考えております。

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、続いて補正予算説明書24ページ及び25ページの説明

を受けます。

○後藤健康推進課長 それでは、24、25ページの説明をさせていただきます。

健康推進費、1、感染症予防・医療対策（1）感染症公費負担でございます。こちらは新型コロナウイルス感染症患者等の入院医療に要する費用でございます。令和4年度の当初予算額は、新型コロナ感染症の感染拡大を受け、前年度より大幅に増額してまいりましたが、今年の7月に始まった第7波において感染者数が第6波の約2倍となり、勧告入院に伴う医療費が増大し、経費の不足が見込まれました。そのため、来る第8波に備え3,500万円を追加で計上させていただくものでございます。

感染症公費負担についてのご説明は以上でございます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 では、2番、新型コロナウイルス対策について説明いたします。

9月に、国から新たにオミクロン株対応ワクチンの接種を進めるよう、各自治体に向けて案内があったところです。当ワクチンの接種対象となるのは1・2回目接種を完了した12歳以上の区民ということで、千代田区では約4万8,000人が対象となります。今回、接種体制確保のため必要となる予算の措置をお願いするものでございます。

具体的には区民からの問合せや予約対応を行うコールセンターを引き続き設置することですとか、あとはワクチンは1回接種につき接種費用を区から医療機関に対して支払いますが、そのための費用が主なものとなります。

今後のスケジュールですが、9月28日より先行して、まだ4回目接種が済んでいない60歳以上や基礎疾患がある方などから実施をいたします。10月11日からは、まだ3回目、4回目接種が済んでいない12歳以上の区民全てに接種を開始いたします。

説明は以上です。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。続いて補正予算説明書26ページ及び27ページの説明を受けます。

○須貝基盤整備計画担当課長 補正予算説明資料26ページ、27ページ、環境まちづくり費、道路公園費、公園維持費でございます。

錦華公園の整備に関する予算の補正でございます。錦華公園につきましては、隣接するお茶の水小学校・幼稚園の整備に合わせ、広く地域や学校関係者、子どもたちや利用者のご意見をお伺いしながら、改修整備の検討及び設計を進めてまいりました。整備に向けた発注設計を進める中で、建築資材の物価高騰等により増額が必要となったため、2,800万円を計上するものでございます。

この2,800万円の内訳といたしまして、ちょっと複雑になりますが、この補正予算説明書の28、29ページをご覧ください。後ほどご説明する債務負担行為調書でございます。先ほどご説明した物価高騰等の影響によりまして、真ん中にごございます全体事業費が4億7,010万円から1億5,990万円増加いたしまして、6億3,000万円になります。それにかかる前払い金等が2億5,500万円必要となりまして、4年度の当初予算2億2,700万円に不足する2,800万円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。

○大坂委員長 質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。以上で歳出に関する質疑を終了いたします。

続いて、歳入について審査に入ります。

補正予算説明書8ページ及び9ページの説明を受けます。

○吉田児童家庭・支援センター所長 こちら、8ページ及び9ページにつきまして、説明いたします。

まずは、こちらの1、子ども費負担金の1、障害児施設給付費でございますが、こちら、先ほどご説明いたしました障害児通所支援の給付、こちらにかかります国の負担割合2分の1、これを歳入といたしますものでございます。

ご説明は以上でございます。

○後藤健康推進課長 それでは、2番、保健福祉費負担金についてでございます。1、感染症入院患者医療費につきましては、こちらは新型コロナウイルス感染症等の勧告入院にかかる入院医療費で、負担率は4分の3、2,625万円でございます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 続きまして、2番、新型コロナウイルスワクチン接種対策費についてでございます。国からの補助、負担率は、10分の10です。この国庫負担金は、このワクチン1回接種につき、接種費用を区から医療機関に対して支払うものにかかる国の補助となります。

説明は以上です。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。

続いて、補正予算説明書10ページ及び11ページの説明を受けます。

○山岸新型コロナウイルス予防接種担当課長 国からの、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金についてです。国からの補助率は10分の10です。国庫補助金は、接種費用以外にかかるもので、委託にかかる費用ですとか接種券発行のための消耗品等にかかる費用のための国からの補助となります。

説明は以上です。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。

続いて、補正予算説明書12ページ及び13ページの説明を受けます。

○吉田児童家庭・支援センター所長 こちら、障害児施設給付費でございますが、これ、先ほど申し上げました障害児支援の、通所給付事業の、国の負担割合が2分の1で、残る2分の1を都道府県と区市町村で折半するというところでございまして、東京都のほうから

負担率4分の1の歳入を受けるものでございます。

ご説明は以上でございます。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。

それでは、続いて、補正予算説明書14ページ及び15ページの説明を受けます。

○吉田児童家庭・支援センター所長 こちら、1番のベビーシッター利用支援事業一時預かり要支援補助金。こちら、東京都の、先ほど申し上げましたベビーシッター利用支援事業の区市町村に対する補助金の補助率10分の10、こちらを歳入として受けるものでございます。

ご説明は以上でございます。

○大坂委員長 財政課長。

○中根財政課長 続きまして、5目総務費補助金でございます。ここにございますとおり、学校給食に要する経費の財源といたしまして、地方創生臨時交付金を充当いたしますので、それをここで計上するものでございます。

以上です。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。（発言する者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 この総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と。これは、今回、学校給食ですけれども、これ、今回1,276万ですけれども、これ、区に、区で使える全体額というのは大体どれぐらいになるんですか。

○中根財政課長 地方創生臨時交付金として、東京都から千代田区分として提示されている金額といたしましては、1億6,600万円余でございます。

○牛尾委員 この臨時交付金は、今回、学校給食ですけれども、大体どのようなものに見えるかというのは、範囲があるんですかね。

○中根財政課長 学校給食も使えますし、その他、物価高騰等で要する事業者の支援ですとか、用途は一定程度例示を国から受けております。プラス、地方の裁量で、目的にかなったものであれば、一定程度の地方自治体の裁量が認められております。

○牛尾委員 今回の学校給食以外に、区として、今後、この交付金をほかの分野に使う予定とかはあるんですか。

○中根財政課長 今のところ、今回この地方創生臨時交付金として明確に充当する事業としては、今般のこの学校給食費の支援でございます。残りの部分につきましては、この後の今後の物価高騰の状況等々を踏まえまして、どのように活用するかは考えてまいりたいと考えております。

○牛尾委員 今回――あ、で、この交付金は、今回、学校給食分として1,276万申請して、それが下りてきたと。それ以外に、残りの1億4,000万ちょっとですか、これは一旦こっちに、区に入るもの。それとも、申請した分だけ来るんですか。どちらですか。

○中根財政課長 今回のこの提示されている1億6,000万円余につきましては、この額が目安ということで、それに対する事業計画を東京都に対して提出いたします。それについて、一旦、事業計画に基づいて東京都から交付される予定でございます。

○大坂委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。

続いて、補正予算説明書16ページ及び17ページの説明を受けます。

○中根財政課長 はい。基金繰入金でございます。先ほどありました錦華公園の整備に要する追加予算の分につきましては、社会資本等整備基金から繰り入れる予定といたしまして、2,800万余を追加で計上いたします。

○大坂委員長 はい。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。

続いて、補正予算説明書18ページ及び19ページの説明を受けます。

○中根財政課長 今までご説明いたしました、その他いろいろ、国庫補助、都補助の財源分に対しまして、その歳出予算との差し引き分といたしまして、繰越金を2,279万円、計上するものでございます。

以上です。

○大坂委員長 質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 以上で歳入に関する質疑を終了いたします。

続いて、債務負担行為の補正についての審査に入ります。補正予算説明書28ページ及び29ページの説明を受けます。

○須貝基盤整備計画担当課長 補正予算説明書28ページ、29ページでございます。錦華公園の整備に関する債務負担行為の廃止と追加でございます。

先ほどもご説明したとおり、錦華公園の整備について、建築資材の物価高騰の影響等に伴い、全体計画の事業費が変更となるため、令和4年度当初に設定した債務負担限度額2億4,310万円を廃止の上、新たに債務負担限度額3億7,500万円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○大坂委員長 質疑を受けます。

○小枝委員 先ほど食材のところでは5%というような数字が出ましたが、この、かなり金額的には大きいのは、何かその基準になる数字があるのでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 おっしゃるとおり、増額がかなりのパーセンテージになる予定だと……

○小枝委員 何%。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、34%増になります。

これにつきましては、資材ほか、見積りで、いろいろな遊具ですとか園路の石材ですとか、そういうものが高騰しているということで、それが反映されているものでございます。

○小枝委員 はい。

○大坂委員長 はい。よろしいですか。

以上で債務負担行為の補正に関する質疑を終了いたします。

これで補正予算第1号に関する質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしましょうか。（発言する者あり）ありますか。はい。

それでは、これより討論に入ります。どうぞ。

牛尾委員。

○牛尾委員 2022年度一般会計補正予算第1号について、意見表明をいたします。

本補正予算は、食材価格の高騰の影響を踏まえ、学校給食にかかる保護者の経済的負担を増やさないようにするために、学校給食費の一部を補助する経費について、追加の予算計上を行うほか、ベビーシッター利用支援、障害児通所給付事業の利用者増に伴う追加の補正予算の計上、新型コロナウイルス接種対策等を行うものであります。物価高騰、また新型コロナ禍が、区民の暮らしはもとより事業者、学校現場などに大きな影響を与えております。国は対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を地方自治体に交付するなど、対策も行っております。千代田区には、今回、地方創生交付金約1億6,600万の割当があります。今回の補正予算でその交付金が使われたのは学校給食の1,276万円です。10月から物価高騰は続き、食品で6,000品目から7,000品目もの値上げが予定されております。区民の暮らし、子育て、事業者や学校、保育園の現場などに大きな影響を与えることが予想されます。この交付金は、区の裁量で様々な分野に使えるという答弁もありました。区におきましては、必要に応じて、次期定例会などでさらに暮らし、子育て、事業者を支える補正予算を組むことを、柔軟に組むことを求め、本補正予算に賛成をいたします。

○大坂委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。

議案第40号、令和4年度千代田区一般会計補正予算第1号に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大坂委員長 はい。賛成全員です。よって、本案は賛成全員により可決すべきものと決定いたしました。

以上で補正予算の審査を終了いたしました。

理事者の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時24分再開

○大坂委員長 委員会を再開いたします。

これより、2、令和3年度各会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

初めに、決算についての総括的な説明をお願いいたします。

○大矢会計管理者 それでは、令和3年度各会計決算につきまして、お手元配付の各会計決算参考書に基づき、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算参考書の6ページ、7ページをご覧ください。

令和3年度各会計の総括表でございます。本区には、一般会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の三つの特別会計がございますが、各会計の歳入歳出決算額は、6ページの記載のとおりとなりました。この結果、4会計合計で、6ページ表の決算額の欄の一番下の合計額のとおり、歳入決算額が789億6,226万426円、歳出決算額が749億5,845万8,796円となり、この結果、6ページ一番下の行になりますが、歳入歳出差引額は40億380万1,630円となりました。これが形式収支でございます。ここから、翌年度への繰越事業費、繰越財源充当額を控除した剰余金は、お隣の7ページ、一番下の行になりますが、35億1,584万4,630円となりました。これが実質収支でございます。

次に、恐れ入ります、決算参考書の10ページ、11ページをご覧ください。令和3年度一般会計款別予算決算対照表でございます。

まず、歳入でございます。主な増減につきましてご説明を申し上げます。

初めに、第1款特別区税でございます。収入済額が207億2,590万4,142円で、前年度比で1億5,205万3,171円の増、0.7%の増となりました。これは、主に税率の引上げによる特別区たばこ税の増などによるものでございます。

次に、第6款地方消費税交付金でございます。収入済額は98億8,828万2,000円で、前年度比5億2,821万7,000円の増、5.6%の増となりました。これは、原資となる消費税収が増となったことなどによるものでございます。

次に、第10款特別区交付金でございます。収入済額は82億8,415万8,000円で、前年度比36億1,477万1,000円の増、77.4%の増となりました。これは、基準財政収入額の減及び産業経費の増などにより、基準財政需要額が増えたことによる、普通交付金の増などによるものです。

次に、第12款分担金及び負担金でございます。収入済額は8億1,325万8,080円で、前年度比2億2,164万1,610円の増、37.5%の増となりました。これは、主に橋梁補修事業費負担金の増などによるものでございます。

恐れ入ります、12ページ、13ページをご覧ください。第14款国庫支出金でございます。収入済額は61億9,961万2,894円で、前年度比53億528万6,194円の減、46.1%の減となりました。これは主に、特別定額給付金給付事業費補助金の減などによるものでございます。

次に、第15款都支出金でございます。収入済額は39億2,036万2,164円で、前年度比4億4,137万8,839円の増、12.7%の増となりました。これは主に、東京都生活応援事業の事業費補助金の増などによるものでございます。

次に、第16款財産収入でございます。収入済額は3億1,105万659円で、前年度比56億3,453万4,998円の減、94.8%の減となりました。これは主に都市計画道路環状1号線事業用地収用補償の減などによるものです。

次に、第18款繰入金でございます。収入済額35億122万9,197円で、前年度比76億3,762万3,343円の減、68.6%の減となりました。これは主に千代田区特別支援給付金などによる財政調整基金繰入金の減などによるものです。

次に、第19款繰越金でございます。収入済額は28億2,126万3,531円で、前

年度比5億1,363万5,164円の減、15.4%の減となっております。

これらの結果、令和3年度一般会計の歳入総額は656億8,556万2,805円となり、前年度比136億6,456万9,237円の減、17.2%の減となっております。

次に、決算参考書14ページ、15ページをご覧ください。歳出でございます。

まず、第1款議会費でございます。支出済額は4億462万539円で、前年度比1億873万4,076円の減、21.2%の減となりました。これは主に議会運営システムの整備完了の減などによるものでございます。

次に、第2款子ども費でございます。支出済額は164億7,639万4,130円で、前年度比30億9,940万1,512円の増、23.2%の増となりました。これは、主にお茶の水小学校・幼稚園の整備の増などによるものでございます。

次に、第3款保健福祉費でございます。支出済額は89億2,273万1,101円で、前年度比9億5,678万1,666円の増、12.0%の増となりました。これは主に新型コロナウイルスワクチン接種対象の増などによるものでございます。

次に、第4款地域振興費でございます。支出済額は55億7,813万119円で、前年度比162億3,896万5,376円の減、74.4%の減となりました。これは主に千代田区特別支援給付金の減などによるものです。

次に、第5款環境まちづくり費でございます。支出済額は71億8,199万8,579円で、前年度比7億1,834万8,789円の減、9.1%の減となりました。これは主に（仮称）区立麴町仮住宅の整備完了の減などによるものです。

次に、第6款総務費でございます。支出済額は47億79万3,796円で、前年度比5億6,041万1,951円の減、10.7%の減となりました。これは主に旧区立外神田住宅区分所有部分取得の減などによるものです。

恐れ入りますが、16ページ、17ページをご覧ください。

第7款職員費でございます。支出済額は111億2,722万3,002円で、前年度比3億4,566万5,259円の減、3.0%の減となりました。これは主に退職手当の減などによるものです。

次に、第8款公債費でございます。支出済額は5,439万3,548円で、前年度比1,529万6,906円の減、21.9%の減となりました。これは主に土木債の元利償還金の減などによるものです。

次に、第9款諸支出金でございます。支出済額は90億2,993万2,874円で、前年度比8億7,858万8,356円の増、10.8%の増となりました。これは主に公共料金支払基金繰出金の増などによるものです。

これらの結果、令和3年度一般会計歳出総額は、634億7,621万7,688円となり、前年度比130億5,265万823円の減、17.1%の減となりました。

以上、令和3年度決算の総括的なご説明をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○大坂委員長 次に、監査委員の決算審査意見書の概要説明をお願いいたします。

○門口監査委員事務局長 それでは、令和3年度各会計決算審査意見書等の概要につきましてご説明いたします。

従前の健全化判断比率審査意見書と令和3年7月から運用されております定額基金運用

状況審査意見書を新たに加えた合本としております。構成は前年度と同様でございます。

それでは、お手数でございますが、意見書本文の7ページをご覧ください。

第1、審査の概要といたしまして、1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の着眼点、4、審査の方法を記載しております。

次に、11ページをご覧ください。31ページにかけまして、第2、決算の概要といたしまして、令和3年度決算の概要を記載しております。

次に、33ページをご覧ください。第3、審査の結果でございます。審査の結果でございますが、1、決算及び付属書類の計数について、審査に付されました各会計歳入歳出決算書等は、関係法令の規定に従い作成されており、決算計数は誤りのないものと認められました。

また、2、予算の執行状況等について、予算の執行、財産運営及び財産の管理の状況は、いずれも適正と認められました。

次に、3、決算及び財政運営についての意見でございます。まず、(1)一般会計、歳入の特別区税についてでございます。特別区税は、前年度対比で1億5,000万円余、率にして0.7%増加しています。区の歳入全体の31.6%を占めております。特別区税は区における歳入の根幹であり、その増減は財政運営に大きな影響を及ぼします。今後も新型コロナウイルス感染症による影響が懸念されることから、社会経済の情勢を注視しながら、税収的的確な把握に努めてくださいという意見でございます。

次に、歳出の執行率についてでございます。執行率は84.2%であり、前年度の84.4%から0.2ポイント下回り、100億円を超える不用額が生じています。社会経済状況等の動向を注視しながら、各事業を精査するなど、区政にとって、貴重な財源の有効活用を図り、安定的な区民サービスの提供に努めてくださいという意見でございます。

次に、34ページをご覧ください。三つの特別会計でございます。

まず、国民健康保険事業会計でございます。区では、継続して、一般会計から法定外で繰入れを行っており、保険料の増加を抑制しています。各保険事業を着実に実施し、健康寿命の延伸と医療費の適正化に取り組んでくださいという意見でございます。

次に、35ページの介護保険特別会計でございます。今後、要介護要支援認定者数の増加やそれに伴う保険給付の増加が見込まれるところです。コロナ禍の中、フレイル予防をはじめ介護予防、在宅生活の支援等に可能な限り取り組むとともに、介護保険制度の安定的な運営と豊かな地域共生型社会の実現に努めてくださいという意見でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。被保険者数の増等に伴い、医療費が増加する中で、本来の保険料で賄うべき経費の一部を区市町村が補填することで保険料の増加を抑制しています。区としても広域連合と連携を図りながら、持続可能な制度運営に引き続き努めてくださいという意見でございます。

次に、36ページをご覧ください。(3)その他(今後の課題)でございます。

まず、新型コロナウイルス対策についてでございます。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、区民の命と健康を守り新たな生活様式に対応するために、これまでの感染症対策での経験を活かし、区はあらゆる財源を適切に確保した上で、区民に対して最善の方策を検討し、全庁挙げて実施する体制を築き、取り組んでいくことを要望しますとのご意見です。

次に、千代田区DXの推進と職員の育成についてでございます。行政サービスにおけるDX推進への期待もより一層大きくなっております。区の業務全般を働き方改革の観点からも見直し、より質の高い区民サービスを安定的に提供できるようにするために、幅広い業務のデジタル化を進める必要があります。また、千代田区DXを推進するためにも、仕事の進め方を変革するとともに、それを担う職員の育成をバランスよく進めていくことが必要だと考えます、という意見でございます。

次に、基金の活用についてでございます。令和4年3月31日の基金現在高は、合計1,100億円余で、前年度比60億円余増加いたしました。特定目的基金では、予算額に対し繰入れが行われていないものや、繰入額が1割程度から予算額を超えるものなどありました。特定目的基金は設置目的に沿って特定の事業に充てるために確保した財源であり、毎年度基金繰入金として予算計上されていることから、区民の理解が得られるよう、計画性を持って活用及び積立てを行っていくことが必要だと考えますとの意見でございます。

昨年度、その後、今後の課題につきましてご説明をいたします。昨年度は3点ございました。

まず、新型コロナウイルス対策につきましては、3年度当初予算にコロナ対策に重点を置いた予算として編成され、補正予算により必要な対策が行われました。しかしながら、収束が見通せない中で、これまでの経験を活かした対策がますます必要ですので、引き続き今後の対策として記載をしたものでございます。

次に、仕事の在り方につきましては、これまでの仕事の進め方を変革することは、今後千代田区DXとして推進していくことになりました。また、その中で職員の育成も重要になってまいりますので、併せて今後の課題として記載したものでございます。

基金の活用につきましては、堅調な歳入により、基金に頼らずとも事業が執行されていることがうかがえますが、各特定目的基金の活用に差があります。設置目的に合った計画的な活用、積立てについて、引き続き今後の課題として記載したものでございます。

次に、41ページをご覧ください。81ページにかけまして、執行機関から提出されました資料等を参考として掲載しております。

次に、87ページをご覧ください。令和3年7月から定額の資金を運用するための基金として、公共料金支払基金が運用されましたので、定額基金運用状況審査の内容を記載してございます。

審査の結果でございますが、調書の計数に誤りはなく、また基金の管理及び運用についても適正に行われていると認められました。

最後に、93ページをご覧ください。健全化判断比率審査の内容を記載しております。

審査の結果でございますが、いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、財政が健全であると認められました。

審査意見書の概要説明は以上でございます。

○大坂委員長 はい。

次に、河合委員から決算審査意見書に関して、議選監査委員の立場から何かございましたらご発言をお願いいたします。

○河合委員 先ほど監査委員事務局長から合議による審査の結果はお話を頂きました。私からは、議選監査委員としての意見を述べさせていただきます。

その前に、以前から議選監査委員の是非が問われている問題がありますが、自分自身が監査委員としての仕事をしてきた経験からお話をさせていただくと、私は必要であると感じております。その理由の一つは、予算を審議している点です。他の委員にはない視点があると思っております。2点目は、政策、施策との関連性のチェックという点も大事で、議員選出委員の得意分野とするところではないかと思っております。3点目は、区民代表が監査委員になることで、区民目線で監査を行えることだと感じております。今後、決算審査を経て、来年の予算編成へと見届けていきたいと考えております。

さて、決算審査意見書ですが、私からは、今、局長からもお話がありましたけども、今後の課題、三つの柱について意見を述べさせていただきます。

去年と変わっていないとご指摘を受けそうですが、現在と近未来の本区の重要な方向性、課題を合議の上で決定したものでございます。この三つの柱は、現在進行形で、形を変えながら変化、進化していくものだと思っております。

初めに、新型コロナウイルス対策について。令和3年度予算は、「コロナに打ち克ち、千代田区の新時代を築く」との基本姿勢の下、区民の命と健康を守ることを最優先にめり張りをつけた予算編成がなされたものです。緊急、臨時的なコロナ対策を中心に、同時補正の第1号から9号の補正予算が計上されました。コロナ対策では、様々な事態を想定し、確実に執行されるための予算計上が必要であったと思います。したがって、コロナ禍で執行率が低くなったのもやむを得ないものと理解をしております。しかしながら、当初予算では足りず、予備費充当や予算の流用でどうにか事務事業が執行されている実態も数多く見受けられました。一方、全体としての執行率は84.2%で、不用額が100億円を超える状況です。今後、予算の適切な編成に期待をするものです。

また、コロナ対策の事業では、臨時的に膨大な業務が集中した結果、職員体制も課題であったと思います。今後、コロナ感染症の収束が見通せない中、新たなパンデミックが起る可能性も否定できません。これまでの経験を踏まえて、全庁的に取り組む職員体制の構築を行い、強い危機管理体制を築いていくことが必要だと思っております。

次に、千代田区DX、デジタルトランスフォーメーションの推進と、職員の育成について。DXの推進には、既存の行政サービスや自治体運営モデルの延長線上にはない変化が必要であると言われております。千代田区DXはスタートしたばかりですが、AI、人間の思考プロセスと同じ情報処理や技術全般の活用やIoT、様々なものに通信機能を持たせる通信情報システム、クラウドサービスの活用など、全庁的な活用方針を分かりやすく解説していくことが必要だと思っております。将来的には自治体間競争で優位に立てる改革だと思っております。そのためには、デジタル組織、人材力等、職員の育成が必要不可欠と思っております。現在、システムのリプレースを行っていますが、日々進化していくDX環境の中でリプレースをどこまで行うのか。総合行政システム業務の標準化、簡素化のリプレース終了後の次のステップは何なのかと、分かりやすい説明が必要と思っております。また、経費についても注視をしていかなければならないと思っております。建築物や物品の入札と違い、DXにかかる費用については、積算根拠を示されても、私には理解できないところが結構あります。システム構築やリプレースに対する、基本的、標準的な、分かりやすい積算基準が必要であると思っております。

最後に基金の活用について。コロナ禍で年度末の基金残高が年間予算を超える1,00

0億円を超えている現状です。今後の施設建設等に多額な資金が必要であるとしても、区民の理解が得られるように、計画性を持って積立を行い、十分な説明責任が必要であると思います。起債を起こさない現状を考えると、区民税の減額等の声が上がるともかもしれません。十分に留意することが必要であると思います。特定目的基金では、繰り入れる事業があっても堅調な一般財源で補えるため、繰入れを行わないで済んでいる基金もあれば、予算額を超える繰入れを行っている特定目的基金もありました。基金の活用については、基金繰入金として歳入予算に計上しており、議会で審議されたものです。必要な基金であれば、改めて積立額を明らかにすることが必要であると思います。

以上、議選監査委員としての私の意見を、私見を交えて発表させていただきました。ありがとうございました。

○大坂委員長 小林（や）委員。

○小林やすお委員 ただいま議選監査委員、河合委員の意見がありましたけれども、これについては、ご本人がこの場で意見を述べたいと言われたのか、委員長が求めたのか、どちらでしょうか。

○河合委員 委員長のお話がありまして、承諾をしたところでございます。

○小林やすお委員 監査委員の個人的な意見というのはもちろんあるでしょうけれど、ここに載っているものについては、合議制で、みんな、3人の委員、監査で意見をまとめたものがここに載っています。ここで個人的な意見を言って、公の場で、まあ私も経験がありますけど、区長の前であったり議長の前では個人の意見を求められて言うことはありますけれど、ここであえて、なぜ、個人の意見を求めたのでしょうか。

○河合委員 ほかの2名の方の監査委員の方の意見というのは、今のお話の中で、私は、合議の中のお話はさせていただきましたけれども、個人的な、どの監査委員の方が何を言ったかというようなお話は、今の私の意見では入っておりません。あくまでも……

○小林やすお委員 私見もと、さっき言ったじゃない。

○河合委員 えっ。

○小林やすお委員 私見も入っていると聞いたじゃない。

○河合委員 自分の私見でね……

○小林やすお委員 個人の意見……

○河合委員 自分が言ったところです。議選の監査委員として、私が思ったこと、話したことを、まあ、文章にして発表したところでございます。

○小林やすお委員 今、私はそれがいけないんじゃないかということを行っているんですけど、そこら辺はどう判断したの。

○大坂委員長 暫時休憩をいたします。

午前 11時54分休憩

午後 0時09分再開

○大坂委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、河合委員から発言があります。

○河合委員 先ほどの発言で、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。文章、意見の最後のほうなんですけども、私見を交えてというふうにお話をしたと思うんですけども、その私見というのは、議選監査委員としての視点でという意味でございますので、そ

このところをご理解を頂きたいと思っております。

○大坂委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。ただいま決算の総括的な説明と決算審査意見書の概要の説明を受けました。ほかに何か質疑はございますでしょうか。（発言する者あり）

はい。よろしいですか。

大串委員。

○大串委員 今回の監査意見書の今後の課題についてなんですけれども、去年も私、申し上げましたけれども、課題をこのように監査のほうから指摘を受けて、今後の課題はこういうのがあるよと、こうなったわけなんですけれども、それに対して執行機関側が、どう、それに対して改善したのかを分かるようにしてもらいたいと。本来であれば、去年の指摘事項、今、事務局長が去年はこういう指摘をしましたということでわざわざ述べてくれましたけれども、それに対して、どう、執行機関は改善したのかというそれを聞きたかったです。どうでしょうか。

○門口監査委員事務局長 監査した中でのお話になりますけれども、新型コロナウイルス対策、これにつきましては、実際に当初予算から補正予算と通して、様々な事業のほうの執行をされてきたというふうに、そういうふうに考えております。

続いて、仕事の在り方についてでございますけれども、これは、まあ、仕事の進め方を変革していこうよと、そういうところがございました。これについては、令和4年の千代田区DXという形で、今後それが受け継がれていくのかなというふうに感じているところでございます。

あと、基金の活用につきましては、歳入の状況にもよりますので、これはちょっとなかなか難しい課題なのかなとは思っておりますが、少なくとも、計画的な活用、積立というところは、いま一度、もう一度振り返りながらやっていただければいいかなというふうに思ったところでございます。

ちょっと、私のほうの発言でよろしいのか、あれでございますけれども、以上でございます。

○大串委員 ああ、そうだよね。本当は執行機関に答えてもらいたいと思う。事務局長じゃ答えづらいだろう。

委員長。今、事務局長に答えていただきましたけど、答えづらいよね、事務局長は。ちゃんとしたペーパーでもらってれば答えられると思うんだけど、それを、本来は執行機関がペーパーで用意をして監査委員に報告しなければ、提出しなければいけないと思うんですよ。執行機関としては、去年受けたこの課題については、どのように改善したんでしょうか。

○石綿総務課長 私どものほうでは、先般の本会議のご質問でもお話を頂戴いたしました。まずは措置対応についてということで、今回であれば、令和3年度分、令和3年度の執行分につきましては、措置対応についてということで、包括的な対応の内容をお示したというところでございますが、それ以外に関しましては、事務的にチェックリストなどを活用いたしまして、全庁的な確認の作業などを行っているところでございます。

委員ご指摘の、それを分かりやすく公表しているか否かという点に関しましては、現状では実務的な内容のチェックが多いものですから、それを公にしているというようなことは、特段はございません。状況であります。

○大串委員 いや、それは定期監査のことは本会議場でやりましたけど、今はこれ、決算審査の、決算意見書について今後の課題として記された、昨年指摘されたことについてどう改善したのかということを知りたいんですよ。

○大坂委員長 若干具体的なところにも入ってくると思うんですけども、それは総括、分科会、総括で、個別に聞いていただきながらというところでもいいかとは思いますが、全体として……

○大串委員 じゃあ、委員長、いいですか。

○大坂委員長 大串委員。

○大串委員 今年、じゃあ、今この場では答弁を求めませんけれども、本来はこう改善したというのもセットにして、この議会に報告してもらいたいところなので、来年からはそのようにしてください。昨年のがどう改善したのかはまた、分科会かな、その、このほうでまたやらせてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○大坂委員長 大串委員の指摘をしっかりと受け止めて、答弁をお願いします。

○古田政策経営部長 ただいま大串委員からご指摘を賜りました。昨年度の決算審査意見書に対する、区、執行機関としての改善なり対応なりというところをしっかりとめてお示しすべきだというご意見です。ごもっともなところもございますので、実際にこの決算審査の中でどういう場面でどういうふうにお示しするかということにつきましては、議会とも相談をさせていただきながら、改善してまいりたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

決算関係資料につきましては、既に配付済みではありますが、追加の資料要求がありましたら、ここで受けたいと思います。なしでよろしいですか。

木村委員。（発言する者あり）

○木村委員 ちょっと地球温暖化対策について、1点……

○大坂委員長 1点ずつお願いいたします。

○木村委員 はい。省エネのために既存建築物と新築建築物に対する対策が計画の中に明記されていると思うんですね。それで、その双方についての支援メニューや対策について、できれば周辺区との比較で分かるような資料を作っていただけるとありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、木村委員からご指摘のありました省エネのための既存新築、支援や対策、周辺区との状況。そういったところにつきまして、質問者であります木村委員とも相談しながら、資料のほうをご用意させていただきたいと考えております。

○大坂委員長 省エネに関する支援メニューや対策。他区との比較状況についてですね。

○木村委員 はい。

○大坂委員長 総務課長。

○平岡環境まちづくり総務課長 今回の資料なんですが、分科会まででよろしいでしょうか。それとも総括まででよろしいですか。

○木村委員 分科会で、できればありがたいです。（発言する者あり）

○平岡環境まちづくり総務課長 あ、総括でよろしかったですか。はい。失礼しました。（「分科会……」と呼ぶ者あり）

○大坂委員長 分科会。（発言する者多数あり）

○木村委員 間に合わなければ、総括で……

○平岡環境まちづくり総務課長 失礼しました。木村委員とちょっと調整させていただきながら、（発言する者あり）作成させていただきます。申し訳ございません。（発言する者あり）

○大坂委員長 それでよろしいですか。

○木村委員 はい。

○大坂委員長 じゃあ、相談の上で進めていただきます。

木村委員、ほかには大丈夫でしょうか。大丈夫ですね。

○木村委員 はい。

○大坂委員長 じゃあ、ほかの方。

○岩田委員 神田警察通りの工事に関して、4月25日から6月29日にかけて、スマホ、ムービー、ウェアラブルカメラなど、撮影機能を有するもので撮影された日時、データ、撮影者の分かるもの、そしてその契約書など、全て出してください。お願いします。

○大坂委員長 ちょっと確認したいんですけど、（「具体的に」と呼ぶ者あり）具体的に、日時とか、そういったものが分かればいいということですか。

○岩田委員 はい。もう一回言います。

○大坂委員長 岩田委員。

○岩田委員 日時、データ、撮影者、そしてその、レンタルだったらその契約書、契約が分かるもの全てお願いします。

○大坂委員長 データというのは、撮影したものの中身ということになるんですかね。

○岩田委員 そうです。（「動画」と呼ぶ者あり）

○大坂委員長 動画も含めてということですかね。

○岩田委員 そうです。

○大坂委員長 動画、撮影データというものに関しては、これまで、ちょっと、委員会の資料として、恐らく扱ったことがないと思うんですが、ここに関しては、どうでしょう、条件整備等で恐らく議題になっているのかなとは思いますが、永田委員、座長として、その取決めというのは。（発言する者あり）

○大坂委員長 はい。永田委員、お願いします。

○永田委員 今、委員長からご指名なので、これまでの条件整備等検討会の中で、動画、画像データの扱いについて検討したことは、まあ、ありません。先例もないと思います。そういった画像、動画データの資料としての扱いについては、事前に、通常であれば条件整備等検討会の中で、申合せなり、そういったルール化をしてから資料として扱うことが望ましいとかということを見ると、今回、岩田委員の資料要求を、データ、画像を資料とするのはちょっとふさわしくないと考えますが、どうでしょうか。

○大坂委員長 事務局、何かこれに関して補足はありますか。

○岩田委員 えっ、えっ。

○大坂委員長 補足、事務局。

事務局次長。

○安田区議会事務局次長 ただいま議会活動条件整備検討会の座長でいらっしゃる永田委員からもご説明がございましたように、これまでいわゆる議会における資料として、例えば本会議場における、パワーポイントで投影をするといった、そのデータの扱い、これを会議録に掲載をどうするかといったような、そういった検討はなされた経過はあると認識してございますが、委員会における、これは常任委員会、特別委員会を含めて、委員会における資料として、ただいま岩田委員が要求された画像のデータといったようなものについての扱いは、千代田区議会において先例もございませんし、これまで検討されてきたということはないというふうに認識をしております。（発言する者あり）

○大坂委員長 まあ、撮影データについては、そういう形だと思っていますので、その上で、岩田委員。

○岩田委員 じゃあ、動画は駄目だけど、画像はいいんですかね。（発言する者あり）

○大坂委員長 いや、一緒ですね。

○嶋崎副委員長 一緒だよ。ちゃんと話を聞いていないと、事務局の。

○大坂委員長 それで、それ以外の部分で要求できるものがもしありましたら、請求をしていただければと思います。

岩田委員。

○岩田委員 全く別のところでもいいですか。

○大坂委員長 構いません。

○岩田委員 はい。

先日行われました日本テレビ通り沿道まちづくり協議会のZoom会議でのやり取り、議事録。そのときの、Zoom会議のチャットなども含めたもの、全てをお願いします。

○大坂委員長 Zoom会議の議事録、チャットを含めたものということなんですが、（発言する者あり）どうでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 今、岩田委員言われた12回の協議会に関しましては、次回の特別委員会で報告する予定ですので、その中で、12日にやったばかりなので、細かい議事録まで出せるかどうか分かりませんが、その特別委員会のほうで提出をさせていただきたいというふうに考えております。

○大坂委員長 はい。じゃあ、総括の前になりますよね、それは。そういうことでよろしいでしょうか、岩田委員。

○岩田委員 はい。

○大坂委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○大串委員 監査にこだわって申し訳ないんですけど、本会議場で、執行機関の側が監査委員に提出した措置対応なんですけど、これはあくまでも包括的に書いたものと、本体はほかにありますという答弁だったので、その、もしほかにそういう、改善に向けたそういう一覧なり何か冊子とか、そういうものがあったら、それをお願いしたい。

○大坂委員長 はい。措置対応の一覧がほかにあればということです。

総務課長。

○石綿総務課長 ただいま大串委員から要求のございました資料でございますが、事務的な内容で取りまとめているものがございますので、細かい内容につきましては、また質問をされた大串委員と調整をさせていただいた上でご対応させていただきたいと思っております。

○大串委員 はい。お願いします。

○大坂委員長 総括まででよろしいですかね。

○大串委員 はい。

○大坂委員長 はい。じゃあ、調整の上、よろしく願いいたします。

長谷川委員。

○長谷川委員 すみません、2点あるんですけども……

○大坂委員長 1点ずつお願いします。

○長谷川委員 はい。神田警察通りの4,000人アンケートの範囲と、どなたに配ったのか、アンケートの内容と結果の詳細一式を頂きたいです。

○大坂委員長 はい。

○長谷川委員 あと、もう一点……

○大坂委員長 あ、ちょっと待ってください。一つずつお願いします。

○長谷川委員 はい。

○大坂委員長 アンケートの範囲、詳細の内容について。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 これまで陳情審査でお出ししている資料を改めてご提出させていただきますと思います。

○大坂委員長 よろしくお願いします。

○長谷川委員 お願いします。

あと、もう一点なんですけれども……

○大坂委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 万世会館について、オープンハウス型の説明会をされたと思うんですけども、そのときの住民宛ての説明会の住民からどんな意見が出たのか、あと、説明会をどのように行われたのか、会議録と——会議録と言っていいのかな、記録と、今後の——あ、間違った。ごめんなさい。住民からの意見聴取のまとめと、あと、これは参画・協働のフェーズ表を併せて頂きたいと思います。

以上です。

○大坂委員長 万世会館のオープンハウスに関する住民の方からの意見。

○長谷川委員 その資料一式、はい、お願いします。

○大坂委員長 その他一式。

担当部長。

○加島まちづくり担当部長 今、要求された万世会館のオープンハウスの議事録等に関しては、過去に特別委員会のほうで提出させていただいておりますので、そこら辺をまとめて、これは総括のときですかね……

○大坂委員長 いいですかね。

○加島まちづくり担当部長 それと、そのフェーズに関しては、ちょっと新しいあれなので、ちょっとこういった形でつけるかは、またご相談させていただければと思います。

○長谷川委員 よろしくお願ひします。

○大坂委員長 調整の上、お願ひいたします。（発言する者あり）

○長谷川委員 あ、そうか。ごめんなさい。

○大坂委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 フェーズは、参画・協働なので、もしかしたら、担当が違うのかなということ。以前、令和元年12月25日に政策事業等の実施に係る基本的な参画の在り方についてというののフェーズ表があったと思うんですけども、それも皆さんと共有したいので、それ以後にもし新しいものができていたら、それを頂きたいですし、この表がありましたらこれを頂きたいと思います。

○大坂委員長 新しいものがあればということですよ。

企画課長。

○夏目企画課長 今ご要望のフェーズ表につきましては、恐らくイメージしているものは同じだと思いますので、確認の上、対応させていただきたいと思います。

○長谷川委員 お願ひします。

○大坂委員長 はい。お願ひします。

小枝委員。

○小枝委員 個人情報保護に関することで、先ほどの岩田委員の補足になりますが、工事の現場において、スマホやそうしたウェアラブルカメラというんですか、そういったものが利用されているようなのですが、その個人のスマホやあるいは区役所内のスマホ、もしくは事業者のそういった機器を借りるといったことが、個人情報保護条例もしくは保護審議会で議論をされたり、一定のルールがあれば、それを出していただきたいと思います。

○大坂委員長 スマホの使用等に関する個人情報のルール……

○小枝委員 そうです。

○大坂委員長 の有無ですよ。

○小枝委員 議論の経過があれば。

○大坂委員長 はい、議論の経過等々。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 ちょっと、前段、前提で、神田警察通りについてのご指摘がございましたけれども、神田警察通りについては、個人情報を収集するためにそういった機器を使用したということはありませんので、その上でどうなるのか、ちょっとその辺りを確認する必要があるかなと思います。

○大坂委員長 小枝委員。

○小枝委員 じゃあ、そうしましたら、そこの前段は事業部は切り離しまして、一般的に個人のスマホや行政内部のそうした撮影機器、もしくは事業者の機器を借りての撮影というようなことが個人情報保護条例上どう定められていて、保護審議会ですら議論されたのかが分かるものがあれば出していただきたい。まあ、なければ、それはないということで結構です。

○大坂委員長 いかがでしょうか。個人情報上の問題。

総務課長。

○石綿総務課長 今お伺いした内容でございますけれども、恐らく議論した経過、同じようなケースで議論した経過はないものと見受けられますが、内容を確認させていただきまして、また調整の上、ご用意ができるようであればご用意をさせていただきます。

○小枝委員 あ、分かりました。

○大坂委員長 確認の上、じゃあ、これは個別にお願いをいたします。

小枝委員。

○小枝委員 まあ、個人情報保護条例そのものはありますよね。で、会議体もあると思いますから、その動きを、見えるように、分かるように整理していただければ、できると思いますので、よろしくをお願いします。

それは、いいです、後で。以上です。で……

○嶋崎副委員長 確認したほうがいい。確認したほうがいいよ。

○小枝委員 大丈夫ですか。

○大坂委員長 確認をお願いします。

○嶋崎副委員長 そもそも違うと言っているんだから。

○大坂委員長 総務課長。

○石綿総務課長 今、要求ございました個人情報保護条例の、これは条文ということでよろしいのかなと受け止めましたが、条文、それから、あとは審議の通常の流れという趣旨でよろしければ、そういったフロー、ご用意をさせていただければと思います。

いずれにいたしましても、ご確認をまたさせていただいた上で提出させていただきます。

○嶋崎副委員長 それでいいわけ。

○小枝委員 はい。

○大坂委員長 じゃあ、次、お願いします。

○小枝委員 すみません、次。

文化財に関する資料です。平成30年に、文化財保護法改正によって、保存活用計画というものをつくるようになっていきます。で、国史跡江戸城外堀跡の保存計画及び国指定史跡常盤橋門跡の保存活用計画が急がれるところだと思うんですが、その双方の取組と協議状況、そして予算的な措置があれば、出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○恩田文化スポーツ担当部長 現在の取組状況、それから今ご指摘のところについては、整理をさせていただいて、委員と調整の上、提出させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○小枝委員 結構です。

○大坂委員長 総括まで結構ですか。

○小枝委員 はい。総括。はい。

○大坂委員長 では、調整の上、よろしくお願ひいたします。

○小枝委員 いいです。

○大坂委員長 小枝委員。

○小枝委員 麴町仮住宅の終了という話がありましたが、麴町仮住宅の東京メトロ永田町

駅への連絡通路設置についての経緯・経過及びその下のほうを掘ることを決めた背景と、直近のメトロとの交渉内容が分かるものをお願いします。

○大坂委員長 麴町仮住宅の連絡通路、経緯・経過とメトロとの協議内容。

担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 今まで所管委員会等で報告させていただいた内容と重複するところもあると思いますけれども、調整の上、提出させていただきたいと思います。

○大坂委員長 調整の上、お願いいたします。

小枝委員。

○小枝委員 ちよだアートスクエア基本構想の策定について、地域振興部に、委員会に出された資料で結構ですので、直近の内容が分かるものがあれば出してください。

○大坂委員長 はい。アートスクエアに関する資料を。

担当部長。

○恩田文化スポーツ担当部長 はい。それでは、常任委員会に出した資料をご提出させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○大坂委員長 ほかにありますでしょうか。

○小林たかや委員 中高層建築物の建築に関わる建築紛争の予防と調整に関する条例によりまして、区民から出ている相談、どういうものがあつたか、その日時と場所、あと相手、その内容とその結果、あっせん、調停とか、その結果と内容を、過去3年間まとめて出してもらいたい。併せて、建築主の手続のフローチャート、それから建築紛争の予防と調整制度のフローチャートを出していただきたい。

○大坂委員長 建築紛争に関する相談の詳細と各種フローチャートになります。

○平岡環境まちづくり総務課長 今、小林（た）委員からおっしゃっていただいた点ですが、実際に建築紛争をしている中で、調整会議それからあっせん等のレベル感の違いもあります。それから、その相談が実際にどのレベルに行っているのかによりまして、その中身の具合が違ってまいりますので、小林（た）委員と1回調整をさせていただいた上でご提出させていただきたいと考えております。

○大坂委員長 それでよろしいでしょうか。

○小林たかや委員 はい、結構です。

○大坂委員長 はい。じゃあ、それでお願いをいたします。

そのほかにありますでしょうか。

○岩田委員 委員長、すみません、確認、さっきの。神田警察通りの工事のところの、データは無理ということなので、その、じゃあ、撮影していた、その日時、撮影者、契約書などは出せますか。

○印出井環境まちづくり部長 岩田委員からも消去せよという強い要請を受けましたので、消去したのもも多々ございます。それから、契約というのは、撮影に関して、我々委託契約を結んだということはありませんので、そこはございません。

一部、区に残っている、まあ、多分訴訟が提起された後における現場の状況の記録になると思うんですけれども、それについて、区に残っているものについて、少し精査させていただいて、今ご指摘のある日時や撮影者等について、出せるものがあれば、調整の上、提出させていただきたいと思います。

○岩田委員 区に残っているものだけでなく、区の職員が撮って、業者がそれを管理しているというのもあると思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 あの、ですので、それはもう、既に消去されております。

○岩田委員 うーん……

○大坂委員長 よろしいですか、それ。調整の上で確認していただいて……

○岩田委員 調整の上で、はい。

○大坂委員長 はい。以上、よろしく願いをいたします。

そのほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 はい。それでは、資料の準備をそれぞれよろしく願いをいたします。

日程1については、本日はこの程度で終了をいたします。

次に、日程2、分科会の設置についてですが、令和3年度各会計決算の詳細な調査は、先ほどお示ししたとおり、三つの分科会を設置してお願いすることとします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○大坂委員長 ありがとうございます。

次回の予算・決算特別委員会は、10月11日火曜日午前10時30分から開会いたします。

以上で、本日の予算・決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時35分閉会